

奈良県告示第二百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和六年十二月十七日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 三輪山線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
8	桜井市大字三輪一	前	一二・九	二二四・〇	
3	二四二番二先から	後	五九・三	二二三・五	
2	桜井市大字三輪一 四七〇番先まで				